

○厚生労働省告示第百十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十日から適用する。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【一〇五 略】</p> <p>六 アフリベルセプト ベータ及びその製剤</p> <p>七〇四十二 【略】</p> <p>四十三 クリサンタスパーゼ及びその製剤</p> <p>四十四〇七十三 【略】</p> <p>七十四 二・二一〔三〕（一R）——（</p>	<p>【一〇五 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>六〇四十一 【二号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>四十二〇七十一 【二号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p>

「(二・五)ジクロロベンゾイル)アミノ」アセチル)アミノ)ー三)メチルブチル)ー五)オキソ)ー)三)二)ジオキサボロラン)四)四)ジイル)二酢酸 (別名イキサゾミブクエン酸エステル) 及びその製剤

七十五〜八十一 【略】

八十二 七)「(二S・三S・四R・五R)

ー三)四)ジヒドロキシ)ー五) (ヒドロキシメチル)ピロリジン)二)イル)ー)五)ジヒドロ)四H)ピロロ「三)二) d

「ピリミジン)四)オン (別名フロロデシン)、その塩類及びそれらの製剤

八十三〜百七十六 【略】

七十二〜七十八 【三号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

七十九〜百七十二 【四号ずつ繰り下げる。】

備考 表中の【】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線

は注記である。